

A decorative border made of small blue circles arranged in a rectangular frame around the text.

美 濃 加 茂 市 議 会
第 3 回 定 例 会 議 案

令 和 8 年 8 月 1 9 日

目 次

議案番号	議 案 名	ページ
承第 6 号	専決処分の承認を求めることについて（令和 8 年度美濃加茂市一般会計補正予算（第 4 号））	1
議第 7 1 号	美濃加茂市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について	1 3
議第 7 2 号	美濃加茂市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について	1 7
議第 7 3 号	美濃加茂市児童発達支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	2 1
議第 7 4 号	美濃加茂市景観条例の一部を改正する条例について	2 2
議第 7 5 号	美濃加茂市監査委員条例及び美濃加茂市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について	2 3
議第 7 6 号	令和 8 年度美濃加茂市一般会計補正予算（第 5 号）	2 5
議第 7 7 号	令和 8 年度美濃加茂市国民健康保険会計補正予算（第 1 号）	6 0
議第 7 8 号	令和 8 年度美濃加茂市介護保険会計補正予算（第 2 号）	7 1
議第 7 9 号	財産の取得について	8 7
議第 8 0 号	市道路線の認定について	8 8
議第 8 1 号	美濃加茂市教育委員会の委員の任命について	9 3
諮第 1 号	人権擁護委員の候補者の推薦について	9 4
諮第 2 号	人権擁護委員の候補者の推薦について	9 5
認第 1 号	令和 7 年度美濃加茂市一般会計歳入歳出決算認定について	9 6
認第 2 号	令和 7 年度美濃加茂市国民健康保険会計歳入歳出決算認定について	9 6
認第 3 号	令和 7 年度美濃加茂市介護保険会計歳入歳出決算認定について	9 6
認第 4 号	令和 7 年度美濃加茂市後期高齢者医療会計歳入歳出決算	

	認定について	9 6
認第 5 号	令和 7 年度美濃加茂市介護認定・障がい者自立支援認定審査会会計歳入歳出決算認定について	9 6
認第 6 号	令和 7 年度美濃加茂市古井財産区会計歳入歳出決算認定について	9 6
認第 7 号	令和 7 年度美濃加茂市山之上財産区会計歳入歳出決算認定について	9 6
認第 8 号	令和 7 年度美濃加茂市水道事業会計決算認定について	9 6
認第 9 号	令和 7 年度美濃加茂市下水道事業会計決算認定について	9 6

承第6号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和8年7月21日別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和8年8月19日提出

美濃加茂市長 藤井 浩 人

令和 8 年度美濃加茂市一般会計補正予算（第 4 号）

令和 8 年度美濃加茂市の一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3, 9 7 1 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 6, 5 0 5, 9 9 3 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
20 繰越金		623,963	3,971	627,934
	1 繰越金	623,963	3,971	627,934
歳入合計		26,502,022	3,971	26,505,993

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
9 教 育 費		3, 186, 473	3, 971	3, 190, 444
	3 中学校費	249, 890	3, 971	253, 861
歳 出 合 計		26, 502, 022	3, 971	26, 505, 993

予算説明書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

[illegible]

(歳 出)

[illegible]

(単位：千円)

[illegible]

2 歳 入

(款) 20 繰越金
(項) 1 繰越金

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計
20			繰越金	623,963	3,971	627,934
	1		繰越金	623,963	3,971	627,934
		1	繰越金	623,963	3,971	627,934

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 繰 越 金	3,971	1 前年度繰越金

3 歳 出

(款) 9 教 育 費
(項) 3 中 学 校 費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
9			教 育 費	3,186,473	3,971	3,190,444		3,971
	3		中学校費	249,890	3,971	253,861		3,971
		1	中学校管理 費	212,339	3,971	216,310		3,971

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	備 考
区 分	金 額		
14 工事請負費	3,971	加圧ポンプ取替	中学校施設営繕工事 3,971

議第 7 1 号

美濃加茂市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を
改正する条例について

美濃加茂市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条
例を下記のとおり制定する。

令和 8 年 8 月 1 9 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

記

美濃加茂市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正す
る条例

美濃加茂市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例（平成 4 年美濃加茂
市条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（趣旨） 第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。<u>以下「法」という。</u>）第 2 6 0 条の 2 第 1 項の規定に基づく市長の認可を受けた地縁による団体（以下「認可地縁団体」という。）の代表者等に係る印鑑（以下「認可地縁団体印鑑」という。）の登録及び証明に関し、必要な事項を定めるものとする。 （登録資格） 第 2 条 認可地縁団体印鑑の登録を受けることができる者は、認可地縁団体の代表者又は次の各号に掲げる者が選任されているときには当該各号に掲げる者（以下「代表者等」という。）とする。 （1）地方自治法施行規則（昭和 2 2 年内務省	（趣旨） 第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 項の規定に基づく市長の認可を受けた地縁による団体（以下「認可地縁団体」という。）の代表者等に係る印鑑（以下「認可地縁団体印鑑」という。）の登録及び証明に関し、必要な事項を定めるものとする。 （登録資格） 第 2 条 認可地縁団体印鑑の登録を受けることができる者は、認可地縁団体の代表者又は次の各号に掲げる者が選任されているときには当該各号に掲げる者（以下「代表者等」という。）とする。 （1）地方自治法施行規則（昭和 2 2 年内務省

令第29号。以下「省令」という。)第18条の3第1項第6号の職務代行者 (2) 法第260条の9の仮代表者 (3) 法第260条の10の特別代理人 (4) 法第260条の24又は第260条の25の清算人 (登録) 第4条 市長は、認可地縁団体印鑑の登録の申請があったときは、当該申請者が当該認可地縁団体の代表者等であることを確認するとともに、当該認可地縁団体につき<u>省令第18条の3第1項</u>の規定により作成された台帳（以下「地縁団体登録台帳」という。）の記載事項並びに個人印鑑に係る印鑑登録原票の記載事項及び印影と照合する等、当該申請書に記載されている事項その他必要な事項について審査したのち、認可地縁団体印鑑登録原票により登録するものとする。 (認可地縁団体印鑑の登録の制限) 第5条 (略) (認可地縁団体印鑑登録証明書の交付の申請) 第7条 認可地縁団体印鑑の登録を受けている者（以下「登録者」という。）は、認可地縁団体印鑑登録証明書の交付を受けようとするときは、登録している認可地縁団体印鑑（以下「登録印鑑」という。）を押印した認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書により自ら<u>市長に対して</u>申請しなければならない。 2 市長は、前項の申請があったときは、認可地縁団体印鑑登録原票の登録事項及び地縁	令第29号)第19条第1項第1号へに規定する職務代行者 (2) <u>地方自治法第260条の9</u>に規定する仮代表者 (3) <u>地方自治法第260条の10</u>に規定する特別代理人 (4) <u>地方自治法第260条の24又は第260条の25</u>に規定する清算人 (登録) 第4条 市長は、認可地縁団体印鑑の登録の申請があったときは、当該申請者が当該認可地縁団体の代表者等であることを確認するとともに、当該認可地縁団体につき<u>地方自治法施行規則第21条第2項</u>の規定により作成された台帳（以下「地縁団体登録台帳」という。）の記載事項並びに個人印鑑に係る印鑑登録原票の記載事項及び印影と照合する等、当該申請書に記載されている事項その他必要な事項について審査したのち、認可地縁団体印鑑登録原票により登録するものとする。 (登録印鑑) 第5条 (略) (認可地縁団体印鑑登録証明書の交付の申請) 第7条 認可地縁団体印鑑の登録を受けている者は、<u>市長に対して</u>認可地縁団体印鑑登録証明書の交付の申請をする場合には、登録している認可地縁団体印鑑を押印した認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書により自ら申請しなければならない。 2 市長は、前項の申請があったときは、認可地縁団体印鑑登録原票の登録事項及び地縁
---	---

団体登録台帳の記載事項に基づき審査するとともに、当該申請書に押印された登録印鑑の印影と認可地縁団体印鑑登録原票に登録された印影の照合を行い、当該申請が適正であることを確認したのち、当該申請者に対して認可地縁団体印鑑登録証明書を交付するものとする。

(認可地縁団体印鑑登録の廃止の申請)

第9条 登録者は、当該認可地縁団体印鑑の登録を廃止しようとする場合には、自ら市長に対して登録印鑑を押印した認可地縁団体印鑑登録廃止申請書により申請しなければならない。

2 登録者は、登録印鑑を亡失した場合には、前項の規定にかかわらず、自ら市長に対して直ちに個人印鑑を押印した認可地縁団体印鑑登録廃止申請書により当該認可地縁団体印鑑の登録の廃止を申請しなければならない。

(登録事項の修正)

第10条 市長は、法第260条の2第11項の規定による届出により、認可地縁団体印鑑登録原票の登録事項に係る変更(次条第1項の規定による認可地縁団体印鑑の登録の抹消に係るものを除く。)が生じたことを知ったときは、職権によりこれを修正するものとする。

(認可地縁団体印鑑登録の抹消)

第11条 市長は、次に掲げる場合には、職権により認可地縁団体印鑑の登録を抹消するものとし、第3号又は第4号に係る登録の抹消については、当該登録者に認可地縁団体印鑑登録抹消通知書により通知するものとする。

団体登録台帳の記載事項に基づき審査するとともに、当該申請書に押印された認可地縁団体印鑑の印影と認可地縁団体印鑑登録原票に登録された印影の照合を行い、当該申請が適正であることを確認したのち、当該申請者に対して認可地縁団体印鑑登録証明書を交付するものとする。

(認可地縁団体印鑑登録の廃止の申請)

第9条 認可地縁団体印鑑の登録を受けている者は、当該認可地縁団体印鑑の登録を廃止しようとする場合には、自ら市長に対して登録している認可地縁団体印鑑を押印した認可地縁団体印鑑登録廃止申請書により申請しなければならない。

2 認可地縁団体印鑑の登録を受けている者は、当該認可地縁団体印鑑を亡失した場合には、前項の規定にかかわらず、自ら市長に対して直ちに個人印鑑を押印した認可地縁団体印鑑登録廃止申請書により当該認可地縁団体印鑑の登録の廃止を申請しなければならない。

(登録事項の修正)

第10条 市長は、地方自治法第260条の2第11項の規定による届出により、認可地縁団体印鑑登録原票の登録事項に係る変更(次条第1項の規定による認可地縁団体印鑑の登録の抹消に係るものを除く。)が生じたことを知ったときは、職権によりこれを修正するものとする。

(認可地縁団体印鑑登録の抹消)

第11条 市長は、次に掲げる場合には、職権により認可地縁団体印鑑の登録を抹消するものとし、第3号又は第4号に係る登録の抹消については、当該認可地縁団体印鑑の登録を受けている者に認可地縁団体印鑑登録抹

る。 (1) <u>登録者</u>の登録資格に変更が生じた場合 (2) <u>法第260条の20</u>の規定により認可地縁団体が解散した場合 (3)・(4) (略) 2 (略) (代理人による申請) 第12条 <u>省令第19条第1項</u>の規定により代表者等の代理人の告示が行われている認可地縁団体にあつては、委任の旨を証する書面を添えて、当該代理人によりこの条例の規定に基づく申請をすることができる。この場合において、第3条第1項中「認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者」とあるのは「認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者の代理人」と、第4条中「代表者等」とあるのは「代表者等の代理人」と、第7条第1項及び第9条中「<u>登録者</u>」とあるのは「<u>登録者</u>の代理人」と読み替えて適用するものとする。	消通知書により通知するものとする。 (1) <u>認可地縁団体印鑑の登録を受けている者</u>の登録資格に変更が生じた場合 (2) <u>地方自治法第260条の20</u>の規定により認可地縁団体が解散した場合 (3)・(4) (略) 2 (略) (代理人による申請) 第12条 <u>地方自治法施行規則第19条第1項第1号ト</u>の規定により代表者等の代理人の告示が行われている認可地縁団体にあつては、委任の旨を証する書面を添えて、当該代理人によりこの条例の規定に基づく申請をすることができる。この場合において、第3条第1項中「認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者」とあるのは「認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者の代理人」と、第4条中「代表者等」とあるのは「代表者等の代理人」と、第7条第1項及び第9条中「<u>認可地縁団体印鑑の登録を受けている者</u>」とあるのは「<u>認可地縁団体印鑑の登録を受けている者</u>の代理人」と読み替えて適用するものとする。
--	---

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。

議第 7 2 号

美濃加茂市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和 8 年 8 月 1 9 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

記

美濃加茂市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例
美濃加茂市附属機関の設置に関する条例（平成 2 3 年美濃加茂市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

改正後					改正前				
別表（第 1 条―第 4 条関係）					別表（第 1 条―第 4 条関係）				
1 市長の附属機関					1 市長の附属機関				
附属機関 名	所掌事 項	委員の構 成	委員の 定数	委員の 任期	附属機関 名	所掌事 項	委員の構 成	委員の 定数	委員の 任期
(略)					(略)				
美濃加茂市高齢者施策等運営協議会	(略)				美濃加茂市高齢者施策等運営協議会	(略)			
美濃加茂市老人ホーム入所判定委員会	老人福祉法第 11 条第 1 項に規定する入	(1) 加茂医師会所属の医師 (2) 可茂保健	7 人以内	1 年					

	<u>所措置 に關す るこ と。</u>	<u>所長 (3) 地 域包 括 支 援 セ ン タ ー 長 (4) 老 人 福 祉 施設長</u>					
美濃加 茂市次 世代育 成支援 対策協 議会	(略)					美濃加 茂市次 世代育 成支援 対策協 議会	(略)
(略)						(略)	
美濃加 茂市若 者活動 支援事 業業務 第三者 評価委 員会	(略)					美濃加 茂市若 者活動 支援事 業業務 第三者 評価委 員会	(略)
<u>美濃加 茂市新 体育館 整備基 本計画 策定委 員会</u>	<u>美濃加 茂市新 体育館 整備基 本計画 策定に 關する こと。</u>	<u>(1) 学 識 経 験 を 有 す る 者 (2) 関 係 団 体 を 代 表 す る 者 (3) 市 長 が 適 当 と 認 め る 者</u>	<u>1 5 人 以 内</u>	<u>審 議 事 項 の 諮 問 を 受 け て か ら 答 申 を 行 う まで</u>			

2 教育委員会の附属機関	2 教育委員会の附属機関
(略)	(略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日以後、最初に委嘱される美濃加茂市老人ホーム入所判定委員会委員の任期は、別表の規定にかかわらず、令和9年3月31日までとする。

(美濃加茂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 美濃加茂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和42年美濃加茂市条例第10号）の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
別表（第2条、第5条関係）			別表（第2条、第5条関係）		
区分	根拠となる法律、 条例等	報酬の額	区分	根拠となる法律、 条例等	報酬の額
(略)			(略)		
美濃加茂市 高齢者施策 等運営協議 会委員	(略)	(略)	美濃加茂市 高齢者施策 等運営協議 会委員	(略)	(略)
美濃加茂市 老人ホーム 入所判定委 員会委員					
美濃加茂市 次世代育成 支援対策協 議会委員					
(略)					
美濃加茂市 若者活動支 援事業業務 第三者評価 委員会委員	(略)	(略)	美濃加茂市 若者活動支 援事業業務 第三者評価 委員会委員	(略)	(略)

美濃加茂市 新体育館整備 基本計画 策定委員会 委員					
美濃加茂市 地籍調査推 進員	(略)		美濃加茂市 地籍調査推 進員	(略)	
			美濃加茂市 老人ホーム 入所判定員	美濃加茂市老人 ホーム入所判定 員設置規則(令和 元年美濃加茂市 規則第12号)	
美濃加茂市 プロポーザ ル審査委員 会委員	(略)		美濃加茂市 プロポーザ ル審査委員 会委員	(略)	
(略)			(略)		

議第 7 3 号

美濃加茂市児童発達支援センターの設置及び管理に関する条例の一部
を改正する条例について

美濃加茂市児童発達支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例を下記のとおり制定する。

令和 8 年 8 月 1 9 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

記

美濃加茂市児童発達支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例

美濃加茂市児童発達支援センターの設置及び管理に関する条例（平成 2 4 年美濃
加茂市条例第 2 7 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（事業） 第 4 条 市長は、カナリヤの家において次に掲 げる事業を行う。 （1）～（3） （略） （4） 障害者の日常生活及び社会生活を総合 的に支援するための法律（平成 1 7 年法律 第 1 2 3 号）<u>第 5 条第 1 9 項</u>の特定相談支 援事業（以下「特定相談支援事業」という。） （5） （略）	（事業） 第 4 条 市長は、カナリヤの家において次に掲 げる事業を行う。 （1）～（3） （略） （4） 障害者の日常生活及び社会生活を総合 的に支援するための法律（平成 1 7 年法律 第 1 2 3 号）<u>第 5 条第 1 8 項</u>の特定相談支 援事業（以下「特定相談支援事業」という。） （5） （略）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 7 4 号

美濃加茂市景観条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市景観条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和 8 年 8 月 1 9 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

記

美濃加茂市景観条例の一部を改正する条例

美濃加茂市景観条例（平成 2 2 年美濃加茂市条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（事業） 第 1 2 条 法第 1 6 条第 8 項第 1 2 号の条例で定める行為（次項に掲げるものを除く。）は、次に掲げる行為とする。 （1）～（6） （略） 2 第 6 条第 2 項の景観計画重点区域内における法第 1 6 条第 8 項第 1 2 号の条例で定める行為は、次の各号に掲げる景観計画重点区域に応じ、当該各号に定める行為とする。	（事業） 第 1 2 条 法第 1 6 条第 7 項第 1 1 号の条例で定める行為（次項に掲げるものを除く。）は、次に掲げる行為とする。 （1）～（6） （略） 2 第 6 条第 2 項の景観計画重点区域内における法第 1 6 条第 7 項第 1 1 号の条例で定める行為は、次の各号に掲げる景観計画重点区域に応じ、当該各号に定める行為とする。

附 則

この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 2 3 号）の施行の日から施行する。

議第 7 5 号

美濃加茂市監査委員条例及び美濃加茂市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市監査委員条例及び美濃加茂市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和 8 年 8 月 1 9 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

記

美濃加茂市監査委員条例及び美濃加茂市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

(美濃加茂市監査委員条例の一部改正)

第 1 条 美濃加茂市監査委員条例（昭和 3 9 年美濃加茂市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(請求又は要求による監査) 第 3 条 監査委員は、法第 7 5 条第 1 項、第 9 8 条第 2 項、第 2 4 2 条第 1 項若しくは第 2 4 3 条の 2 の 9 第 3 項（地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号。以下「公企法」という。）第 3 4 条の規定により準用する場合を含む。）の規定による監査の請求又は法第 1 9 9 条第 6 項若しくは第 7 項、第 2 3 5 条の 2 第 2 項若しくは公企法第 2 7 条の 2 第 1 項の規定による監査の要求があつたときは、当該監査の請求又は要求を受理した日から 7 日以内に監査に着手しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると認められるときは、この限りでない。	(請求又は要求による監査) 第 3 条 監査委員は、法第 7 5 条第 1 項、第 9 8 条第 2 項、第 2 4 2 条第 1 項又は第 2 4 3 条の 2 の 8 第 3 項（地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号。以下「公企法」という。）第 3 4 条の規定により準用する場合を含む。）の規定による監査の請求又は法第 1 9 9 条第 6 項若しくは第 7 項、第 2 3 5 条の 2 第 2 項又は公企法第 2 7 条の 2 第 1 項の規定による監査の要求があつたときは、当該監査の請求又は要求を受理した日から 7 日以内に監査に着手しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると認められるときは、この限りでない。

(美濃加茂市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 美濃加茂市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和42年美濃加茂市条例第5号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（議会の同意を要する賠償責任の免除） 第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の9第8項</u>の規定により水道事業及び下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が5万円以上である場合とする。	（議会の同意を要する賠償責任の免除） 第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の8第8項</u>の規定により水道事業及び下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が5万円以上である場合とする。

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。

議第 7 6 号

令和 8 年度美濃加茂市一般会計補正予算（第 5 号）

令和 8 年度美濃加茂市の一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 1 8, 2 2 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 6, 6 2 4, 2 1 7 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 3 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

令和 8 年 8 月 1 9 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		4,506,743	21,271	4,528,014
	1 国庫負担金	3,191,978	20,352	3,212,330
	2 国庫補助金	1,296,251	919	1,297,170
16 県支出金		2,240,259	6,083	2,246,342
	2 県補助金	883,838	6,083	889,921
18 寄附金		554,750	200	554,950
	1 寄附金	554,750	200	554,950
19 繰入金		1,568,859	8,080	1,576,939
	2 特別会計繰入金	27,884	8,080	35,964
20 繰越金		627,934	82,590	710,524
	1 繰越金	627,934	82,590	710,524
歳入合計		26,505,993	118,224	26,624,217

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		3,754,432	8,080	3,762,512
	1 総務管理費	3,117,465	8,080	3,125,545
3 民 生 費		10,797,220	53,664	10,850,884
	1 社会福祉費	4,996,664	4,025	5,000,689
	3 生活保護費	420,980	49,639	470,619
4 衛 生 費		1,773,534	3,799	1,777,333
	1 保健衛生費	817,459	3,799	821,258
5 農林業費		624,997	12,200	637,197
	2 林 業 費	174,730	12,200	186,930
6 商 工 費		696,917	2,800	699,717
	1 商 工 費	696,917	2,800	699,717
9 教 育 費		3,190,444	37,681	3,228,125
	1 教育総務費	602,091	100	602,191
	3 中学校費	253,861	100	253,961
	6 保健体育費	992,620	37,481	1,030,101
歳 出 合 計		26,505,993	118,224	26,624,217

第 2 表 費 許 明 越 繰

款	項	事 業 名	金 額
9 教育費	6 保健体育費	新体育館整備事業	千円 37,246

予算説明書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

[illegible]

(歳 出)

[illegible]

(単位：千円)

[illegible]

2 歳 入

(款) 15 国庫支出金
(項) 1 国庫負担金

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計
15			国庫支出金	4,506,743	21,271	4,528,014
	1		国庫負担金	3,191,978	20,352	3,212,330
		1	民生費国庫負担金	3,164,075	20,352	3,184,427
	2		国庫補助金	1,296,251	919	1,297,170
		2	民生費国庫補助金	435,954	919	436,873

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
3 生活保護費 負担金	20,352	1 最高裁判決を踏まえた保護費等の追加給付負担金
3 生活保護費 補助金	919	1 最高裁判決等を踏まえた保護費等の追加給付事務体制整備等事業補助金

(款) 16 県支出金
(項) 2 県補助金

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計
16			県支出金	2, 240, 259	6, 083	2, 246, 342
	2		県補助金	883, 838	6, 083	889, 921
		4	農林業費県補助金	149, 731	6, 083	155, 814

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 林業費補助金	6,083	1 集落環境保全整備事業補助金 2,333 2 森林サービス産業等環境整備支援事業費補助金 3,750

(款) 18 寄 附 金
(項) 1 寄 附 金

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計
18			寄 附 金	554,750	200	554,950
	1		寄 附 金	554,750	200	554,950
		3	教育費寄附金	0	200	200

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
3 教育総務費 寄附金	100	1 教育総務費寄附金
4 中学校費寄 附金	100	1 中学校費寄附金

(款) 19 繰入金
(項) 2 特別会計繰入金

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計
19			繰入金	1,568,859	8,080	1,576,939
	2		特別会計繰入金	27,884	8,080	35,964
		1	国民健康保険会計繰入金	1	8,080	8,081

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 国民健康保 険会計繰入 金	8,080	1 国民健康保険会計繰入金

(款) 20 繰越金
(項) 1 繰越金

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計
20			繰越金	627,934	82,590	710,524
	1		繰越金	627,934	82,590	710,524
		1	繰越金	627,934	82,590	710,524

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 繰 越 金	82,590	1 前年度繰越金

3 歳 出

(款) 2 総 務 費
(項) 1 総務管理費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
2			総 務 費	3,754,432	8,080	3,762,512	8,080	
	1		総務管理費	3,117,465	8,080	3,125,545	8,080	
		3	財政管理費	32,438	8,080	40,518	繰入金 8,080	

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	備 考
区 分	金 額		
24 積 立 金	8,080	財政調整基金積立金	財政管理事業 8,080

(款) 3 民生費
(項) 1 社会福祉費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
3			民 生 費	10,797,220	53,664	10,850,884	21,271	32,393
	1		社会福祉費	4,996,664	4,025	5,000,689		4,025
		3	老人福祉費	1,011,280	4,025	1,015,305		4,025
	3		生活保護費	420,980	49,639	470,619	21,271	28,368
		1	生活保護総務費	44,445	20,533	64,978	国庫支出金 919	19,614
		2	扶 助 費	325,177	27,136	352,313	国庫支出金 20,352	6,784
	3	生活困窮者自立支援費	51,358	1,970	53,328		1,970	

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	備 考
区 分	金 額		
22 償還金、利子及び割引料	610	国庫負担金等返還金	介護保険会計繰出金（人件事務費） 3,415 介護保険会計繰出金（低所得者保険料軽減） 610
27 繰 出 金	3,415	介護保険会計繰出金	
3 職員手当等	756	時間外勤務手当	生活保護事務費 人件費 19,777 756
10 需 用 費	40	消耗品費 印刷製本費	10 30
11 役 務 費	123	郵便料 振込手数料	47 76
22 償還金、利子及び割引料	19,614	国県負担金等返還金	
19 扶 助 費	27,136	生活扶助費追加給付	生活保護扶助費 27,136
22 償還金、利子及び割引料	1,970	国庫負担金返還金	生活困窮者自立支援事業 1,970

(款) 4 衛 生 費
(項) 1 保健衛生費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
4			衛 生 費	1,773,534	3,799	1,777,333		3,799
	1		保健衛生費	817,459	3,799	821,258		3,799
		2	母子衛生費	145,708	3,799	149,507		3,799

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	備 考
区 分	金 額		
22 償還金、利 子及び割引 料	3,799	国庫負担金等返還金	妊婦のための支援給付事業 3,799

(款) 5 農林業費
(項) 2 林業費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
5			農林業費	624,997	12,200	637,197	6,083	6,117
	2		林業費	174,730	12,200	186,930	6,083	6,117
		1	林業振興費	174,730	12,200	186,930	県支出金 6,083	6,117

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	備 考
区 分	金 額		
14 工事請負費	12,200	7 7 7 段の階段改修 トイレ等改修	4,700 7,500 みのかも健康の森活用事業 12,200

(款) 6 商工費
(項) 1 商工費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
6			商 工 費	696,917	2,800	699,717		2,800
	1		商 工 費	696,917	2,800	699,717		2,800
		3	シティプラ ザ費	97,389	2,800	100,189		2,800

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	備 考
区 分	金 額		
10 需 用 費	2,800	修繕料	美濃加茂商業ビル維持管理運営事業 2,800

(款) 9 教育費
(項) 1 教育総務費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
9			教 育 費	3,190,444	37,681	3,228,125	200	37,481
	1		教育総務費	602,091	100	602,191	100	
		3	教育センター費	61,661	100	61,761	寄附金 100	
	3		中学校費	253,861	100	253,961	100	
		2	中学校教育振興費	37,551	100	37,651	寄附金 100	
	6		保健体育費	992,620	37,481	1,030,101		37,481
		2	保健体育施設費	121,461	37,481	158,942		37,481

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	備 考
区 分	金 額		
17 備品購入費	100	図書	教育相談・適応指導教室推進事業 100
17 備品購入費	100	図書	東中教育振興費 100
1 報 酬	165	基本計画策定委員	新体育館整備事業 37,481
8 旅 費	70	費用弁償	
12 委 託 料	37,246	基本計画策定業務	

給 与 費 明 細 書

1 特別職

区分		職員数 (人)	給 与 費							共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
			報酬 (千円)	給料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給率 (月分)	地域 手当 (千円)	寒冷地 手当 (千円)	その他 の手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	長 等	4		35,652	16,579 (4.65)			10,696	62,927	9,201	72,128	
	議 員	16	70,607		32,830 (4.65)				103,437	17,350	120,787	
	その他の 特別職	1,507	83,202						83,202		83,202	
	計	1,527	153,809	35,652	49,409			10,696	249,566	26,551	276,117	
補正前	長 等	4		35,652	16,579 (4.65)			10,696	62,927	9,201	72,128	
	議 員	16	70,607		32,830 (4.65)				103,437	17,350	120,787	
	その他の 特別職	1,492	83,037						83,037		83,037	
	計	1,512	153,644	35,652	49,409			10,696	249,401	26,551	275,952	
比較	長 等											
	議 員											
	その他の 特別職	15	165						165		165	
	計	15	165						165		165	

2 一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	785 (2)	689,311	1,335,190	1,107,984	3,132,485	572,496	3,704,981	
補正前	785 (2)	689,311	1,335,190	1,107,228	3,131,729	572,496	3,704,225	
比較				756	756		756	

()内は短期間勤務職員について外書き

職員手当の内訳	区分	扶養 手当 (千円)	地域 手当 (千円)	住居 手当 (千円)	通勤 手当 (千円)	特勤 手当 (千円)	時間外 手当 (千円)	管理職 手当 (千円)	期末 手当 (千円)	勤勉 手当 (千円)	宿日直 手当 (千円)	退職手当 負担金 (千円)	単身赴 任手当 (千円)
	補正後	31,068	42,536	16,430	15,280	30	139,048	36,905	370,066	318,037	1,191	137,393	
	補正前	31,068	42,536	16,430	15,280	30	138,292	36,905	370,066	318,037	1,191	137,393	
	比較						756						

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	351 (2)		1,335,190	983,861	2,319,051	450,961	2,770,012	
補正前	351 (2)		1,335,190	983,105	2,318,295	450,961	2,769,256	
比較				756	756		756	

()

職員手当の内訳	区分	扶養 手当 (千円)	地域 手当 (千円)	住居 手当 (千円)	通勤 手当 (千円)	特勤 手当 (千円)	時間外 手当 (千円)	管理職 手当 (千円)	期末 手当 (千円)	勤勉 手当 (千円)	宿日直 手当 (千円)	退職手当 負担金 (千円)	単身赴 任手当 (千円)
	補正後	31,068	42,536	16,430	15,280	30	139,048	36,905	297,762	266,218	1,191	137,393	
	補正前	31,068	42,536	16,430	15,280	30	138,292	36,905	297,762	266,218	1,191	137,393	
	比較						756						

イ 会計年度任用職員

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	434	689,311		124,123	813,434	121,535	934,969	
補正前	434	689,311		124,123	813,434	121,535	934,969	
比較								

職員手当の内訳	区分	期末 手当 (千円)	勤勉 手当 (千円)
	補正後	72,304	51,819
	補正前	72,304	51,819
	比較		

(2)給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増減事由 別内訳(千円)		説 明	備 考
職員 手 当	756	その他の 増減分	756	時間外手当 756	

議第 7 7 号

令和 8 年度美濃加茂市国民健康保険会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度美濃加茂市の国民健康保険会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 3, 4 3 3 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5, 1 1 3, 7 3 8 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 8 月 1 9 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 繰越金		4,402	33,433	37,835
	1 繰越金	4,402	33,433	37,835
歳入合計		5,080,305	33,433	5,113,738

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
7 諸支出金		4,402	33,433	37,835
	1 償還金及び還付加算金	4,401	25,353	29,754
	2 繰 出 金	1	8,080	8,081
歳 出 合 計		5,080,305	33,433	5,113,738

予算説明書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

[illegible]

(歳 出)

[illegible]

(単位：千円)

[illegible]

2 歳 入

(款) 7 繰越金
(項) 1 繰越金

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計
7			繰越金	4,402	33,433	37,835
	1		繰越金	4,402	33,433	37,835
		1	その他繰越金	4,402	33,433	37,835

(国民健康保険会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 その他繰越金	33,433	1 前年度繰越金

3 歳 出

(款) 7 諸支出金
(項) 1 償還金及び還付加算金

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
								保険料
7			諸支出金	4,402	33,433	37,835	33,433	
	1		償還金及び 還付加算金	4,401	25,353	29,754	25,353	
		2	償 還 金	1	25,353	25,354	繰越金 25,353	
	2		繰 出 金	1	8,080	8,081	8,080	
		1	他会計繰出 金	1	8,080	8,081	繰越金 8,080	

(国民健康保険会計)

(単位：千円)

節		説明	備考
区分	金額		
22 償還金、利子及び割引料	25,353	保険給付費等交付金返還金	償還金 25,353
27 繰出金	8,080	一般会計繰出金	繰出金 8,080

議第 78 号

令和 8 年度美濃加茂市介護保険会計補正予算（第 2 号）

令和 8 年度美濃加茂市の介護保険会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 3 5, 2 5 3 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4, 7 1 1, 7 7 3 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 8 月 1 9 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
7 繰入金		924,477	3,415	927,892
	1 一般会計繰入金	790,561	3,415	793,976
8 繰越金		3,002	131,838	134,840
	1 繰越金	3,002	131,838	134,840
歳 入 合 計		4,576,520	135,253	4,711,773

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 基金積立金		4,421	49,060	53,481
	1 基金積立金	4,421	49,060	53,481
6 諸支出金		30,903	86,193	117,096
	1 償還金及び還付加算金	3,021	86,193	89,214
歳 出 合 計		4,576,520	135,253	4,711,773

予算説明書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

[illegible]

(歳 出)

[illegible]

(単位：千円)

[illegible]

2 歳 入

(款) 7 繰 入 金
(項) 1 一般会計繰入金

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計
7			繰 入 金	924,477	3,415	927,892
	1		一般会計繰入金	790,561	3,415	793,976
		4	その他一般会計繰入金	217,465	3,415	220,880

(介護保険会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
7 過年度分	3,415	1 事務費繰入金 過年度分

(款) 8 繰越金
(項) 1 繰越金

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計
8			繰越金	3,002	131,838	134,840
	1		繰越金	3,002	131,838	134,840
		1	繰越金	3,002	131,838	134,840

(介護保険会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 繰 越 金	131,838	1 前年度繰越金

3 歳 出

(款) 4 基金積立金
(項) 1 基金積立金

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
								保険料
4			基金積立金	4,421	49,060	53,481	49,060	
	1		基金積立金	4,421	49,060	53,481	49,060	
		1	介護給付費 準備基金積 立金	4,421	49,060	53,481	繰入金 3,415 繰越金 45,645	

(介護保険会計)

(単位：千円)

節		説 明	備 考
区 分	金 額		
24 積 立 金	49,060	介護給付費準備基金積立金	介護給付費準備基金積立金 49,060

(款) 6 諸支出金
(項) 1 償還金及び還付加算金

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
								保険料
6			諸支出金	30,903	86,193	117,096	86,193	
	1		償還金及び 還付加算金	3,021	86,193	89,214	86,193	
		3	償 還 金	1	86,193	86,194	繰越金 86,193	

(介護保険会計)

(単位：千円)

節		説 明	備 考
区 分	金 額		
22 償還金、利 子及び割引 料	86,193	国庫負担金等返還金	償還金 86,193

議第 7 9 号

財産の取得について

美濃加茂市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年美濃加茂市条例第 4 号）第 3 条の規定により、次の財産を取得することについて、議会の議決を求める。

令和 8 年 8 月 1 9 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

- | | | |
|---|--------|----------------------------------|
| 1 | 取得する財産 | 庁内業務用パソコン |
| 2 | 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 | 取得価格 | 金 4 7, 2 2 3, 0 0 0 円 |
| 4 | 契約の相手方 | トーテックアメニティ株式会社 岐阜事業所
所長 西戸 勇美 |

議第 8 0 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 1 項の規定により、下記のとおり市道路線を認定することについて、同条第 2 項の規定により議会の議決を求める。

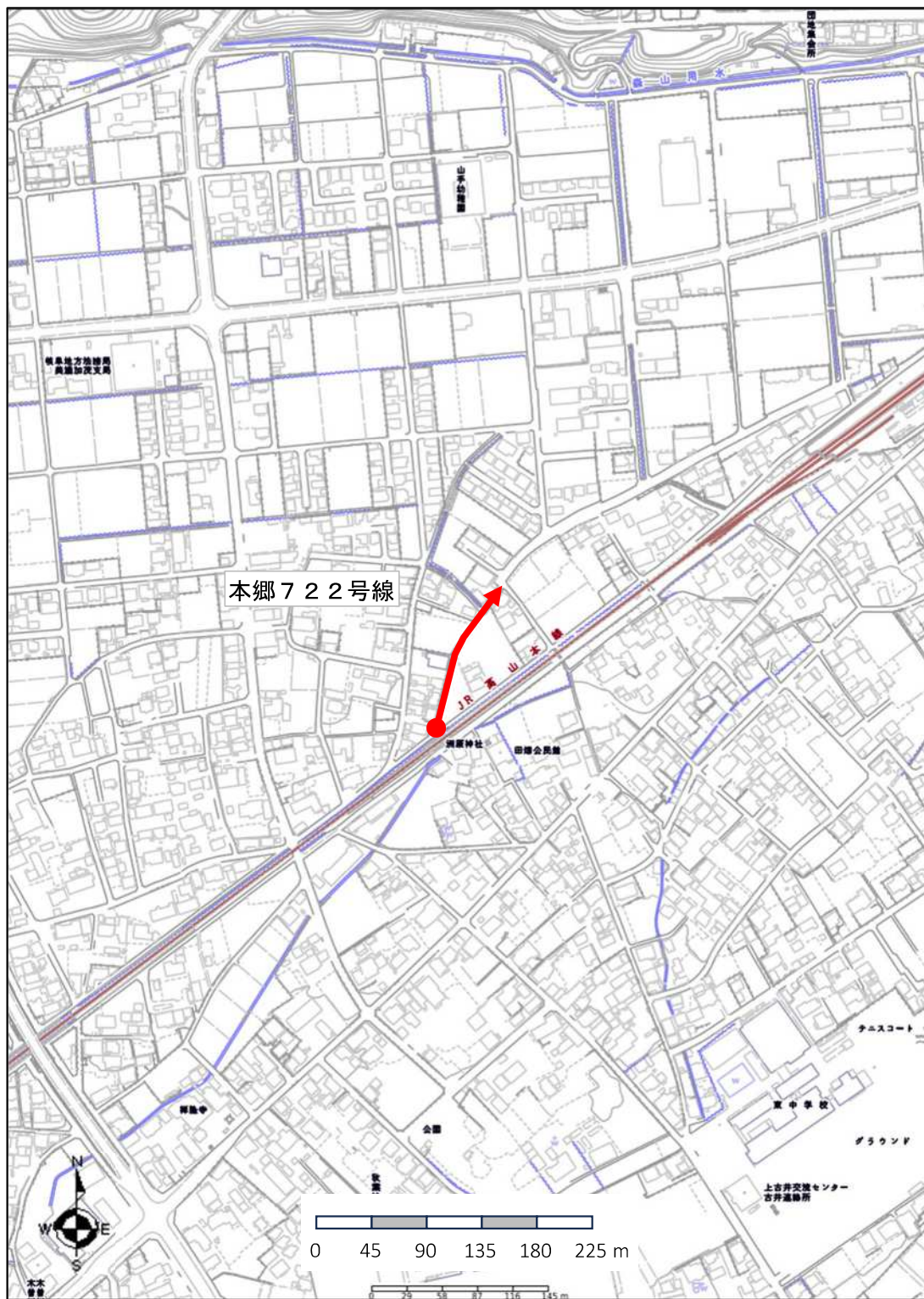
令和 8 年 8 月 1 9 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

記

番号	路線名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
1	本郷 7 2 2 号線	美濃加茂市本郷町七丁目字田組 8 4 8 番 1 6 地先	
		美濃加茂市本郷町七丁目字藪田 6 2 5 番 3 地先	
2	本郷 7 2 3 号線	美濃加茂市本郷町七丁目 1 2 2 番 6 地先	
		美濃加茂市本郷町七丁目 1 2 2 番 9 地先	

新規認定路線 ①：本郷722号線



新規認定路線 ①：本郷722号線



新規認定路線 ②：本郷723号線



議第 8 1 号

美濃加茂市教育委員会の委員の任命について

美濃加茂市教育委員会の委員に下記の者を任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 8 年 8 月 1 9 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

記

住 所

氏 名 渡 邊 博 栄

生年月日

諮第1号

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者として下記の者を推薦したいので、人権擁護委員会法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和8年8月19日提出

美濃加茂市長 藤井 浩 人

記

住 所
氏 名 福 井 俊 道
生年月日

諮第2号

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者として下記の者を推薦したいので、人権擁護委員会法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和8年8月19日提出

美濃加茂市長 藤井 浩 人

記

住 所
氏 名 川 合 伸 子
生年月日

令和 7 年度美濃加茂市一般会計、特別会計及び公営企業会計決算の認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項及び地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 0 条第 4 項の規定により、令和 6 年度の美濃加茂市の一般会計及び特別会計の歳入歳出決算並びに水道事業会計及び下水道事業会計の決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 8 月 1 9 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

- 認第 1 号 令和 7 年度美濃加茂市一般会計歳入歳出決算認定について
- 認第 2 号 令和 7 年度美濃加茂市国民健康保険会計歳入歳出決算認定について
- 認第 3 号 令和 7 年度美濃加茂市介護保険会計歳入歳出決算認定について
- 認第 4 号 令和 7 年度美濃加茂市後期高齢者医療会計歳入歳出決算認定について
- 認第 5 号 令和 7 年度美濃加茂市介護認定・障がい者自立支援認定審査会会計歳入歳出決算認定について
- 認第 6 号 令和 7 年度美濃加茂市古井財産区会計歳入歳出決算認定について
- 認第 7 号 令和 7 年度美濃加茂市山之上財産区会計歳入歳出決算認定について
- 認第 8 号 令和 7 年度美濃加茂市水道事業会計決算認定について
- 認第 9 号 令和 7 年度美濃加茂市下水道事業会計決算認定について



Walkable City
Minokamo